

令和7年度東海市地域支えあい体制づくり事業交付金交付要綱解釈及び運用

(目的)

第1条 この要綱は、東海市地域支えあい体制づくり事業に基づく事業として、市内で隣保活動、高齢者福祉に資する活動等別表第1に定める事業（以下「地域支えあい活動」という。）を実施する団体に対し、交付金を支給することにより、当該団体の活動の活性化及び負担の軽減を図るとともに、高齢者の見守り、交流・健康づくり、生きがい創出、生活支援等の地域福祉活動が実践されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(説明)

本条は、事業の目的を定めた規定である。地域支えあい活動を実施している団体に対して交付金を支給することにより、活動の活性化及び負担の軽減を図るとともに、地域福祉活動が実践されているまちづくりに寄与することを目的とするものである。

(対象団体)

第2条 交付金の支給の対象となる団体は、地域支えあい活動を実施する東海市地域支えあい活動登録団体（以下「対象団体」という。）とする。

(説明)

本条は、交付金の支給対象団体について定めたものである。

(交付金交付対象事業)

第3条 交付金は、地域支えあい活動のうち、別表第2に定める基準を満たした活動に対し交付する。

(説明)

本条は、交付金交付の活動基準について定めたものである。

(交付金の額)

第4条 交付金は、予算で定める額の範囲内で、対象団体に対し、別表第1に定める交付金額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を

支給するものとする。

(説明)

交付金の額については、別表第1に定める項目による事業費の範囲内によるものとする。

(交付金の使途)

第5条 交付金は、地域支えあい活動の活動費に充てるものとする。

(説明)

交付金は地域支えあい活動の活性化及び負担の軽減を目的としているため、地域支えあい活動の活動費に充てなければならない。本条は、交付金支給の内容について定めたものである。

(解釈及び運用)

「地域支えあい活動の活動費」とは、申請者から提出された事業内容に基づく事業に必要な費用とし、事業に必要な賄材料費又はそれに類するものは認めるが、団体の会議等に使用する湯茶等に類しない食料費等への使用は認めないものとする。

また、活動員に対する謝礼金は交付金の使途と認めない。日常生活の援助に要した実費は利用者本人から徴収するものとする。

(交付金の支給申請)

第6条 対象団体を代表する者（以下「代表者」という。）は、交付金の支給を受けようとするときは、地域支えあい活動を開始する日（令和6年度以前に対象団体となった団体にあつては、令和7年6月30日）までに交付金支給申請書に事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(説明)

本条は、交付申請の手続を定めた規定であり、「申請主義」及び「書面主義」を定めたものである。

(交付金の支給の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認める

ときは、交付金の額を決定し、その旨を代表者に通知する。

(説明)

本条は、交付申請書及びその添付書類が提出された場合は、申請に係る内容が適当なものであるかどうかを十分審査したうえで、適当と認めたときに交付決定を行う。

(解釈及び運用)

「審査」は、申請者から提出された交付申請書を基に、必要な事項が記載されているか等の形式上の審査を行うとともに、第3条で規定する活動内容として承認すべきか否か判断を行う。

(支払)

第8条 市長は、代表者からの請求に基づき、請求書の受付をした日から30日以内に支払うものとする。

(説明)

本条は、請求書の提出に基づき、交付金を支給することを定めたものである。

(実績報告)

第9条 代表者は、令和8年3月31日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出ができないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した代表者は、その内容に従い地域支えあい活動を完了したときを除き、当該年度終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

(説明)

本条は、対象団体は事業完了後に事業実績（見込）報告書を提出し、申請した活動内容が適切に実施されたことの報告をしなければならないことを定めたものである。

(交付金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は支給決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 対象団体が廃止又は休止となったとき。

(説明)

本条は、交付金の返還について定めたものである。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(説明)

本条は、この要綱の施行期日を定めたものである。